

監査報告書

2024年5月17日

学校法人 埼玉県理容美容専門学校

理事会 御中

評議員会 御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人埼玉県理容美容専門学校寄附行為第15条の規定に基づき、同学校法人の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支決算書、貸借対照表並びに附属明細表）又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その結果、上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人埼玉県理容美容専門学校の2024年3月31日現在の財産の状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。併せて業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

学校法人 埼玉県理容美容専門学校

監事

山本 泰生



監事

細川 修

